

山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（令和5年6月23日医政発0623第15号厚生労働省医政局長通知・老発0623第5号厚生労働省老健局長通知・保発0623第4号厚生労働省保険局長通知）及び別紙地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、過酷な勤務状況にある病院勤務医及び出産・育児中の女性医師等の勤務環境の整備・充実に要する費用について補助することにより、病院勤務医等の離職防止や労働時間の短縮を推進し、業務の効率化や勤務環境の改善を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町、地方独立行政法人、公的団体又は民間事業者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業とする。

(1) 産科医等育成・確保支援事業

ア 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対し分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）を支給し、次に掲げる要件をすべて満たすもの又はこれに準ずるものを対象とする。

(ア) 就業規則又は雇用契約等において、分娩を取り扱う産科医等に対して、分娩手当等について明記している実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

(イ) 一分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

イ 産科医等育成支援事業

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）を支給し、次に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。

(ア) 臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、産科専攻医を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。

(イ) 就業規則又は雇用契約等において、研修医手当等の支給について明記している医療機関であること。

(2) 新生児医療担当医確保支援事業

次の要件を満たすもの又はこれに準ずるものを対象とする。

就業規則又は雇用契約等において、新生児集中治療室（以下「NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）」という。）において新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記していること。

なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

(3) 女性医師就労環境改善事業

次のいずれかの取組を行うものを対象とする。

ア 女性医師等の復職研修受入を行っている医療機関において、指導医のもとで復職研修を実施する。なお、復職研修受入医療機関にあつては、研修受講者の院内保育所利用に配慮するものとする。

イ 医療機関において、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う。

(4) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（令和5年6月23日医政発0623第15号厚生労働省医政局長通知・老発0623第5号厚生労働省老健局長通知・保発0623第4号厚生労働省保険局長通知）の別記3管理運営要領に定める事業を対象とする。

(5) 救急勤務医支援事業

休日・夜間に救急対応を行う医師（以下「救急勤務医」という。）に対し、診断により入院が必要と判断された患者の受入人数に応じて支給される手当（以下「救急勤務医手当」という。）を支給し、次の要件を全て満たすものを対象とする。

ア 救急病院又は救急診療所であること。

イ 事業開始にあたって、就業規則又は雇用契約等において救急勤務医手当を新たに創設し、明記すること。

なお、事業開始前に同一の手当を設けている場合は、既存の手当を増額することで手当の創設に変えることができることとする。

また、個人が開設する医療機関においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、救急勤務医手当について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、各細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 産科医等育成・確保支援事業

ア 市町が行う産科医等育成・確保支援事業

(ア) 次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ 県、市町以外の分娩施設の開設者が行う産科医等育成・確保支援事業に対し市町が行う補助事業

(ア) 次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と市町が補助する額を比較して最も少ない額を交付額とする。

ウ ア及びイ以外の分娩施設の開設者が行う産科医等育成・確保支援事業

(ア) 次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
産科医等確保支援事業	1 分娩当たり 10,000 円	産科医等に対して、処遇改善を目的として支給される分娩手当等
産科医等育成支援事業	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、産科専攻医に対して、支給される研修医手当等

(2) 新生児医療担当医確保支援事業

ア 市町が行う新生児医療担当医確保支援事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ 県、市町以外の病院の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業に対し市町が行う補助事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と市町が補助する額を比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ ア、イ以外の病院の開設者が行う新生児医療担当医確保支援事業

(ア) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
新生児1人当たり 10,000円（NICU入院初日のみ）	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される新生児担当医手当等

(3) 女性医師就労環境改善事業

ア 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、補助期間は3年以内とし、補助2年目の交付額の上限は初年度の交付額に3分の2を乗じて得た額とし、3年目の交付額の上限は初年度の交付額に3分の1を乗じて得た額とする。（初年度の補助期間が12月に満たない場合は、その月数を12月で割戻して2年目以降の交付額の上限を算定する。）

1 基準額	2 対象経費
① 病院が行う復職研修に必要な経費 1か所当たり 5,310千円	女性医師就労環境改善事業に必要な次に掲げる経費 ①病院が行う復職研修に必要な指導医経費（謝金、人件費、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

② 就労環境の改善に取り組むために必要な経費 1 か所当たり 5,830千円	女性医師就労環境改善事業に必要な次に掲げる経費 ②就労環境の改善に取り組むために必要な代替職員経費 (注) (謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。) (注) 代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。
---	--

(4) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

ア 対象医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。また、「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、補助対象経費に対してそれぞれ2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

(5) 救急勤務医支援事業

ア 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
医師の診断により入院が必要と判断された患者1人当たり3,000円	救急勤務医に支払われる救急勤務医手当(ただし、事業開始時点で新たに創設した手当又は既存の手当での増額にあたる部分に限る。)

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 2 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は、報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (3) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 市町は、県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 市町は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、規則第 8 条、第 17 条及び第 18 条並びに本要綱第 6 条第 1 号から第 3 号までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (6) 前号により付した条件に基づき市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 第 5 号により付した条件に基づき、市町に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式によらなければならない。

（実績報告）

第 8 条 規則第 11 条の実績報告書は、別記第 3 号様式によらなければならない。

- 2 第 1 項の実績報告書は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 9 条 補助金の請求書は、別記第 4 号様式によるものとする。

（補助金の概算払）

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとする際の請求書は、別記第 5 号様式によるものとする。

(検査)

第 11 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 25 日から施行し、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金交付要綱第 4 条(3)の規定により算定されている女性医師就労環境改善事業に係る補助金は、この要綱による改正後の山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金交付要綱第 4 条(3)の規定により補助 1 年目又は 2 年目として算定されて交付された女性医師就労環境改善事業に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。